

平成 25 年度新宿区外部評価委員会第 3 部会 第 10 回会議要旨

<開催日>

平成 25 年 8 月 20 日（火）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 4 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

名和田部会長、荻野委員、斉藤委員、中原委員、山田委員

事務局（3 名）

中山行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

<開会>

【部会長】

では、第 10 回新宿区外部評価委員会第 3 部会を始めたいと思います。

前回に引き続き、今回も経常事業のとりまとめを行います。

本日は、経常事業 244「介護給付適正化の推進」の事業からですが、前回の審議で持ち越したところがありますので、その件について、まず事務局からご報告いただいて、その後議論したいと思います。

では、事務局からお願いします。

【事務局】

前回のペンディング事項について、会議終了後に所管課に確認しました。そのうち、回答が返ってきたものについて、説明をいたします。

まず、経常事業 570「日本語学習への支援」についてです。協働のところで、「多くの区民ボランティアに日本語支援を行っていただいています。」という表記ありますが、実際に何人の区民ボランティアが関わっているのかということを確認したところ、実はこの区民ボランティアの方々というのは、事業開始当初からのボランティアの方々とのことでした。事業を運営するに当たり、ボランティアを増やしていこうということで、途中から財団にボランティア養成講座を行っていただいたということです。ただし、ボランティア養成講座修了者のうち、現在当事業のボランティアとして活動していただいている方は、平成 25 年度は 3 名ということです。そのほかの方は全て、ボランティア養成講座を経ないでボランティアになった、その事業開始当初からのボランティアの方々ということでした。

具体的な人数については、すぐに算出することができないらしく、所管課の感触として

は、事業開始当初のボランティアのほうが非常に多いということです。

続いて、経常事業 204「人と猫との調和のとれたまちづくり」についてです。これは、猫の去勢と不妊手術の費用を助成するという事業で、東京都から医療保健政策包括補助事業費という補助金が出ています。この補助金は、飼い主のいない猫、つまり野良猫に対する事業にのみ支給される補助金でして、当該補助金の支給条件には区の補助金の支給の有無は入らないということで、区が補助金を上乘せしてもしなくても、東京都から野良猫に対する事業については補助金が入ってくることになっています。

現在のこの事業の構成としては、野良猫に対する去勢・不妊手術の申請が申請全体の約 9 割を占めているそうです。また、補助金の交付額も、野良猫に対する交付のほうの手厚くなっているというのが現状です。

続いて、経常事業 239「介護保険料の収納対策等」についてです。平成 24 年度の滞納額についてのお尋ねでした。新宿区の概況で調べてきたのですが、平成 24 年度の滞納額は滞納繰越分も含めて約 1 億 6,900 万円です。

ここで、少し補足をさせていただきたいのですが、この経常事業では、滞納分の収納金向上を指標としてあげています。この指標の定義は、滞納となった保険料のうち、その後納付された額ということです。それから、滞納額の年度別の推移ですが、こちらも、新宿区の概況から数字を抽出しました。介護保険料の徴収を開始したのが平成 12 年度からで、滞納繰越分が発生するのは平成 13 年度からですが、滞納繰越分のみの純収入率を追っていくと、年度を経るとともにだんだん低くなっている状況です。

最後に、経常事業 240「介護サービス事業者の質の向上」についてです。この事業は、介護保険法どの条文の要請によるものかというご質問がありましたが、所管課に確認したところ、介護保険法の第 5 条第 3 項によるということです。ただし、この第 5 条第 3 項に具体的な要請があるということではなく、この条項の趣旨を解釈して、区が事業として具体化したものがこの経常事業 240 の事業になっているということです。

ほかにも懸案の事項がありましたが、まだ回答が返ってきていませんので、次回の部会のおきにお出ししたいと思います。以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

回答が返ってきましたので、前回保留になっているところを審議した後に、本日の審議に入るのが通常だと思います。ただし、本日審議しなければならない分を先に終わらせてしまわないと、少し落ち着かない気分です。もし、早急に保留分を片付けたいということであれば、本日の分からまず取り掛かりませんか。

《異議なし》

では、本日の審議分から取り掛かりましょう。

今日は、9事業の経常事業について取りまとめる予定です。では、経常事業244「介護給付適正化の推進」から始めます。意見が分かれているのは2か所です。「適当でない」と評価した委員から問題提起をお願いします。

【委員】

正直なところ、どう評価していいか迷いました。結局、「目的又は実績の評価」のところで、「適当でない」と評価しました。要は、このままでは少し厳しいのではないかと思ったのです。確か、ヒアリングのときに区内の事業所のいくつかが適正化の指導を受けたという説明があったと思います。この指導を受けた事業所では、サービス内容の改善やケアプラン内容の再検討などを実施しているということが内部評価に記述されています。ただし、この内部評価が、区民に対して説明責任を果たす一つのツールであるとすれば、こういったことは区民にとって非常に関心のあるところですから、もう少し充実した内容の記述があるべきだと思ったのです。これをもって適正とは言い難いというのが、私の気持ちです。

【部会長】

「総合評価」についても、ご意見を書かれているようですね。

【委員】

はい。その理由は、先ほど申し上げたことに近いのですが、「総合評価」を適切と評価した理由が、十分な理由になっておらず、日本語として少々意味が通じていないと思ったのです。やや厳し過ぎるかもしれませんが、我々にとって非常に関心のある大事な分野であるがゆえに、期待値を込めて厳しく評価しました。ただし、厳し過ぎるということであれば、部会の意見に従います。

【部会長】

事業の性格の捉え方は少し難しいところもあるかなと思います。監督官庁である行政が介護給付の適正化を推進していく事業ですよ。そういう事業として成果指標の設定は困難だと内部評価にあるのですが、そういったあたりが、委員の立場で受けとめるといささか疑問に思ってしまうのではないかという感じがします。

【委員】

そうですね。

【部会長】

ほかの委員はいかがでしょうか。

【委員】

この指標についてですが、指導をしなければならない事業所が減っていくのが良いという捉え方でいいのでしょうか。

【部会長】

問題がなければ指導することはないわけですから、理想の目標値としてはゼロということになるのでしょうか。他方で、介護保険事業自体を行政が実施することは可能なのですが、現状ではほとんどそうはなっていないくて、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO、

経営者等々が事業者になっているわけです。そうすると、どうしてもある程度の監督をしていかなければいけないということになると思います。そういう意味では、内部評価にあるように、年間 60 事業所ぐらいを指導していくのが相場なのではないでしょうか。

【委員】

ヒアリングや事故の報告書などに基づいて指導対象を区が抽出をしていくのでしょうか、その基準でいったら当然数は少ないほうがいいと思います。しかし、そういう選び方ではなく、一定数をランダムで抽出するのであれば、指標も当然変わってくると思います。

【部会長】

専門的なことはわかりませんが、内部評価によると、介護保険法の規定によって保険者である区市町村が立入検査できるということになっているようです。介護給付の適正化の権限を持つ区市町村が、その権限を委員がおっしゃるような形で積極的に行使することが必要ではないかということも、介護保険法の解釈として成り立ちそうな気もするのですが、現状では、何らかの問題があったことを報告に基づいて動いているということのようです。それは、所管課の業務の現状からすると、おそらくやむを得ないということなのか、それとも介護保険法上そこまですることは求められていないということなのか。

【委員】

いずれにしても、成果指標の設定が困難であるというような評価では、今後、大事な事業の適正化を推進するという内部評価としては十分ではないと思います。

【委員】

よろしいでしょうか。

確かにヒアリングのときに、約 22 万件をチェックし、過誤を発見して連絡して、約 1,400 件中 400 件ほどを適正化して、11 事業者から約 600 万円も返還させたということを聞いて、素直に驚きました。同時に、そういったことが内部評価に現れないのが非常にもったいない気がします。そういったことは、ヒアリングの場で示されるのではなく、本来は内部評価の中に表現されているべきではないかと思います。

【部会長】

ただ、少なくとも、成果指標としては設定しづらいのでしょうね。

【委員】

でも、成果としてこれだけチェックしましたというものであれば、事業者指導だけでなくケアプラン点検についても指標になってもいいのではないのでしょうか。

【委員】

私もそう思います。

【委員】

私は、アプラン点検について言えば、約 24 万件のうち 1,400 件が不適切であるとはいえ、この比率は低いと考えて、よくやっけていらっしゃると思いました。ただし、全体の表現の仕方があまりにも通り一遍だったので、いささか厳しい評価になったということです。

【部会長】

成果指標といっても、この事業の性質上なじまないという感じは確かにしますね。

ただし、せっかく行政評価という仕組みの中にあるので、区民からの率直な意見も伝えてはいいのではないかと思います。「総合評価」と「目的又は実績の評価」について、評価が分かれています、部会全体の評価としてはいかがでしょうか。

【委員】

私は、皆さんの意見に従います。

【部会長】

委員のほとんどが「適当である」としていますから、そのようにしましょう。ただし、先ほどの委員の意見は残しておくことにいたしましょう。

ほかにご意見はありますか。

【委員】

「類似・関連」を対象外と内部評価していますが、今回外部評価対象になっている介護保険の他の事業と関連するのではないかと思います、そのことについて意見を書いたのですが。

【部会長】

「類似・関連」という欄の意味はそもそもどういったことだったのでしょうか。似た事業があれば、統合できないかということ进行分析する欄だったような気がします。

【事務局】

はい、類似する事業と連携・統合することなどによって、効果的効率的な事業運営が可能であるかどうかを分析します。

【委員】

少なくとも、介護保険の他の事業と情報共有は必要だと思うのです。情報共有というレベルがここに値するかどうかはわかりませんが。

【部会長】

統合して効率化できるかどうかというのも論点の一つでしょうが、もう一つの論点として、関連させることで縦割りを解消できないかということですね。

【委員】

とすれば、情報共有ということでも、もう少し積極的に書いていただいたほうが良いのではないかと思います。

【部会長】

そういうことでまとめましょうか。それから、「事業の方向性」についてですね。指導の標準化や指導内容の向上とはどういうことか、もう少し区民にわかるように説明くださいという趣旨のご意見があります。このご意見はあえて残しておいて、所管課と意見のやり取りができればと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

その内容が、具体的にどういったものなのかということが非常に気になったので、意見

を付けました。何か大事なことなのでは、と思ったわけです。

【部会長】

では、「事業の方向性」は、「適当である」としたうえで、今の委員の意見を残すこととしましょう。

次に、経常事業 199「食品及び環境衛生関係法令に基づく試験検査等」です。評価が分かれたところはありません。ただし、「協働」について私が書いた意見は、前回事務局からご説明いただいたように、委託に係る意見ですので、これは取り下げます。

では、各委員から意見の趣旨をご説明ください。

【委員】

私は、東京都との連携について、書かせていただきました。

【部会長】

この意見は、ほかの意見と一緒に「総合評価」に書いてもいいのではないかと思います。

【委員】

はい。皆さんがお書きになっていることと同じですので一緒にまとめてください。

【部会長】

第 3 部会として、衛生関係の事業に取り組むのは初めてのことと思います。そういった意味で、新鮮な驚きが多かったので、激励的なご意見となったのかもしれませんが、部会としての率直な意見ですので、まとめて「総合評価」のところに記述しましょう。

では、次の事業です。経常事業 193「食品衛生関係法令に基づく監視指導及び営業許可等」です。これについてはいかがでしょうか。

確か、専門性を高めていくという努力をしているというお話をヒアリングで初めて聞いたかと思います。その辺についてのご意見がいくつかありますね。これについては皆さん共通した気持ちを持っておられるようなので、まとめて、「サービスの負担と担い手」のところに書くとしましょう。事柄の性質上、専門職を多く抱えて、専門的に対応することによって食の安全を行政として支えていただいているということですが、そういった点について内部評価に記載してほしかったということですね。

【委員】

はい。

【部会長】

その他意見に書かれているご意見は、いかがでしょうか。「類似・関連」の欄にまとめるほうが適切のように思いますが。

【委員】

そうですね。

【部会長】

では、次の事業に入りましょう。経常事業 14「地域活動への支援」です。

この事業についてはいかがでしょうか。

【委員】

事業手段については、非常に良いのではないかと思います。

【部会長】

身近な施設で物品を借りられるといいですね。

この事業については、部会としても良い事業として受けとめられているようです。

【委員】

私は、「事業の方向性」について意見を書きました。例えば無線LANなど、時代の変化に合わせて、対応していったほしいということです。

【委員】

私も似たような意見を書かせていただきました。時代的な進化はものすごく速いので、そういったことに対応していくのはもちろん、現場の意見を取り入れて物品をそろえていったらいいのではないかと思います。おそらく、所管課がまとめて物品を買わざるを得ないのだらうと想像しているのですが、本当の意味で役立つ、あるいは効率性がいいということを見ると、所管課が一括で物品をそろえるのは、実は非効率性を生むことにもなりかねないのではないかと思います。

【委員】

例えば、それはどういう機器のことを想定しているのですか。

【委員】

例えばパソコンです。パソコン周辺機器一つとっても、先ほど話にでた無線LANのこともあります。こういうのがあると便利だねという意見が現場レベルであるのではないかと思います。

【委員】

私は、逆にパソコンは要りませんね。無線LANはあったら便利ですが。

【委員】

おそらく、いろいろな世代のこと考えて必要な物をそろえていかなければならないと思いますが、それを考えるのは地域の方々であり、そういった方々が主体的に選択をして維持管理もしていくのが、本来あるべき姿ではないかと思います。ただし、実際問題として、なかなかそうはできないから、区が主体的に取りまとめるしかないのだと思います。

【部会長】

そもそも、パソコンの選定主体はどこなのでしょう。

【委員】

区だと思っていたのですが。

【部会長】

実態としてはどうなのでしょう。事務局は所管課に確認していただけますか。

【事務局】

わかりました。

【部会長】

それから、「総合評価」は委員の意見を合わせていけばいいと思います。ただし、貸出物品の購入については、所管課の回答を受けてから考えましょう。

問題は「事業の方向性」についてです。所管課は継続という方向性をとっていますが、これを「適当である」とするのか、「適当でない」とするならばどういった方向性をとるのか、これらについて議論が必要になってきます。どういった方向性がふさわしいかと考えると難しいですね。

【委員】

継続という方向性は「適当である」としていただいて結構ですよ。

【部会長】

では、そのようにいたしましょうか。

この事業については、所管課へ確認するところ以外がまとまりました。

続いて、経常事業 15「コミュニティ推進員の活動」です。たくさんの意見が付けられています、どなたか問題提起をお願いします。

【委員】

実態としては事務的な面だけを補助するために人員を配置しているということで、実態とコミュニティ推進員という名称が離れているように思えます。それから、コミュニティ推進員の役割が明確ではなく、それゆえ内部評価も適当ではないのではないかという気がしてしまいます。

【部会長】

私もそこが気になりました。ほかの委員のご意見にもありますが、コミュニティ推進員の方々は、地区協議会の仕事はもちろん、地域の行事にも積極的に参加していて、各地域団体のパイプ役を果たしているということのようです。そのほかにも、優秀な方がいるというような意見もあり、やはり単に事務を行う方ではないように思うのです。報酬の額からしても、事務仕事だけを行うという説明には違和感を覚えます。

【委員】

この推進員は、試験採用のはずだったと思います。あと、面接もあったと聞きます。私の地域の推進員の方は本当にすばらしい方です。地区協議会の事前の準備を始め、我々の質問にも全て回答してくれるし、地域活動にも積極的に参加してくれます。事務処理だけをやっているようには思えません。

【部会長】

所管課としてはそこを事務処理だけと言いたいような印象を受けます。コーディネートというような大きなことを言うなんてとんでもないという感じがしますね。

【委員】

実際、地域のコーディネート機能を、非常勤職員の方が中心となって担ってもらっているとすれば、一般職員はどういう役割をしているのかということにもなりますが。

【委員】

事務処理だけということであれば、特別に非常勤職員を配置しなければいけないのかと思ってしまいます。

【委員】

ただし、コミュニティ推進員がいるからうまく回るという面もあると思いますよ。

【委員】

そうだと思います。そうであれば、そういうことを内部評価に書いてくれば良いと思うのです。

【委員】

そういうことを書かないようにしているような、そういう印象を受けますね。

【部会長】

有能なコーディネーターであると思います。

【委員】

では、ファシリテーションでいいのではないのでしょうか。

【委員】

ファシリテーションのほうが何か、コーディネーションよりも当たりがやわらかい感じがします。

【委員】

もっと広い感じでね。

【委員】

とすると、この推進員さんは、そういうファシリテーションをされる方だという形で書いたほうが良かったということでしょう。

【委員】

それが、事務ということに集約されたのでしょうか。

【委員】

いや、ファシリテーションと事務とは違います。

【委員】

ファシリテーターという表現の中から外れそうなのが、総合支援というところです。それ以外の役割については、ファシリテーターの定義と合致すると思います。この総合支援というところが少し踏み込み過ぎる懸念があるのですが、あえて「総合評価」のところで、コミュニティ活動の総合支援のために十分に機能していると踏み込んで書いているので、私はむしろよくぞ書いたと思いました。

ただし、区民から見たときに、やや誤解を招くということもあると思います。ですから、私はほかの委員の意見を尊重したいと思います。

【委員】

結局、区の職員だけではやりきれない部分はあると思うので、ショックアブソーバーと

言うのか、その間をつないでくれる存在は大事ではないかと思います。

【部会長】

そうですね。

【委員】

ところで、事業の指標についてですが、事業の指標が「10 地区内のコミュニティ活動の活性化」とあり、定義が「地域内課題解決に向けた地区協議会による取組の実施及び地域コミュニティ団体との連携推進」となっています。これが非常にわかりづらく感じるのですが。

【部会長】

この指標はもう少し何とかならないのかという気がします。

いろいろな意見がたくさん出てしまっているので、とりまとめがなかなか難しいですね。

【委員】

総合支援というのは結局どういう意味なのでしょう。

【部会長】

総合的な支援の意味は、ヒアリングで聞いた印象だと、地区協議会に限らないという意味だと思われます。事務補助者にとどまることに変わりはないということです。

【委員】

そうですね。それはそうです。

【部会長】

ただし、今後は、地域の実態に応じてコミュニティ推進員の設置目的及び規模を見直す必要があるとされています。だから、そのことに期待をしつつ、委員が「手段の妥当性」のところに付けた意見のように、事務面を軸にしながら、地域協議会における地域ごとの具体的な活動も軌道に乗せていくという支援であることが理解できましたとまとめていくことができるでしょう。

そのほかに、ヒアリングのときに、なぜ非常勤職員なのかと聞かれたのが一つのポイントだと思います。「総合評価」のところで、区民と職員の間位置し、地域の円滑な活性化に寄与しているというご意見を付けていますが、こういう方向にまとめることもできます。私自身は、こういう評価の仕方に非常に共感していて、この方向で、事実上コーディネーターになっているのではないかとことを所管課に伝えるようなまとめ方をするのが、穏当な線として考えられるのではないかと思います。いかがでしょうか。

【委員】

結局、そういう中立的な人がいるということが必要なのだと思います。ただ一方で、その人の役割が内部評価からはっきりしないし、指標も不明確なので釈然としません。

【委員】

この指標の内容が不明確であることを伝えれば、指摘になるのではないのでしょうか。

【委員】

そうですね。地域コミュニティの活動を活性化するために、地域内のコミュニティ事務の円滑な執行とコミュニティ活動の総合支援を行う必要があって、そのためにコミュニティ推進員を各特別出張所に置くという構図は分かりました。ただし、そもそもの目的であるコミュニティ活動の活性化が、指標の中に現れてこないように思うのです。

【委員】

そうすると、そういったことが内部評価で十分に評価されていないという意見を付けたということですね。

【委員】

そうです。コミュニティ活動の活性化をどのように図るのかというところが明確に書かれておらず、何をもって活性化とするのかがはっきりしないので、もやもやしています。

【委員】

では、今のご意見を部会の意見としましょう。コミュニティ活動の活性化という事業目標が立てられているけれども、この活性化というものが推進員の役割の中でどのように具体化されているかということについて明確でないという点で「適当でない」という評価になると、このようにまとめたらいかがでしょうか。

【委員】

そうですね。

【部会長】

なかなか議論が尽きませんが、今までのご議論を踏まえて私の方でとりまとめ案を作りますので、次回また議論していただくことでよろしいでしょうか。

【委員】

はい、それで結構です。

【部会長】

それで、確認ですが、「効果的効率的」のところを「適当でない」とするということで、部会全体の意見としてはそれでよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

「事業の方向性」についても非常に悩ましかったのですが、コミュニティ推進員の役割は見直すという方向性なので、そのことに期待するとして、「事業の方向性」は「適当である」としましょうか。

【委員】

はい、それでお願いします。

【部会長】

では、次の事業に入ります。次は経常事業 17「地域センターの管理運営」です。問題提起をお願いします。

【委員】

私は、事業評価の結果についての説明があまりなされていないことが気になったので、意見を付けました。22年度と23年度で評価が大きく異なっているのに、特に何も説明がないので。

【部会長】

確かにそうですね。何か評価基準を変えたのでしょうか。

【事務局】

東日本大震災の影響で電力不足で利用率が下がり、その結果、ほとんどの地域センターで評価が下がってしまったようです。

【委員】

そうであれば、そう説明してくれればいいだけのことなのですが。

センターの管理運営は経常的なことですから、安定していることが大事だと思います。年度でこんなにぶれるのは良くないと思うのですが、そういった事情であれば結構です。

【部会長】

では、この点について補足的に説明がほしかったという意見として、残しておきましょう。次に、「効果的効率的」についてです。こちらについても、たくさん意見がありますね。

【委員】

ほかの委員の方がどのようにお感じになられたかわかりませんが、予算事業の分析が、各施設ほぼ同じだったのが気になります。ヒアリングの中では、利便性等各施設それぞれの特性があるような印象を受けましたので。

【部会長】

利用率などは、各施設によって違うものなのですよ。

【委員】

おそらくそうだと思います。各施設とも、立地条件が異なっていますから。

【委員】

私は、利用者数が低いから良くないというわけではないと思います。利用率が低ければ低いなりに、どのような工夫をしているかを評価することが大事ではないかということが言いたいのです。

【部会長】

この事業は、利用率を指標にしていますね。全地域センターの利用率の平均値を指標にしています。ですから、評価指標にもっと工夫の余地がないかという意見もあろうかと思っています。全ての地域センターの事情は違っているのだから、利用率も違ってくる。その利用率の平均値を指標にするというのはどうか、ということです。

【委員】

私も全くそう思います。ですから、我々にとって身近なセンターを、それぞれの地域ごとに活用している実態を前向きに評価してほしいと思ったのです。

【部会長】

場合によっては、センターごとに違う指標があってもいいのではないのでしょうか。

【委員】

平均値は64%だとしても、中には80%のところもあれば、50%のところもあると思います。それは地域の実態に応じて差があるということで、そういった差に対して、各施設がどういう工夫をして高めようとしているかなどを知りたかったのです。

【部会長】

目標を80%と設定していますが、例えば、80%を上回る利用率の地域センターの箇所数などとすれば、各地域センターの状況がつかめるようになると思います。そうであれば、指標としてはより判定がしやすくなるのではないのでしょうか。

【委員】

そうですね。利用率が低くても、十分役に立っていればいいのではないかと思います。

【部会長】

指標を平均値にしてしまうと、そういう議論さえできなくなってしまうということですね。

【委員】

はい。

【部会長】

では、ここは「適当でない」として、指標を利用率の平均値としているのは評価の仕方として適当でないのではないかとまとめたらいいいのではないかと思います。後は、意見をお書きになっている方々で、特に強調したい点はありますか。

【委員】

「総合評価」についてです。区内にはたくさんの区有施設があって、単体で見ればそれぞれ重要な施設だと思うのですが、住民の目から見て、行きやすい場所と行きにくい場所があるので、施設の設置場所についても他の施設とうまく統合してほしいと思って意見を書きました。

【部会長】

これは、どちらかというと「類似・関連」欄のほうが良いような気がします。

【委員】

そうですね。

【委員】

ただ、この議論自体は大事なことだと思います。一概に施設を統合するということではなく、区全体としてそういうものについて考えてみようということを提起しておくことは、意味があるのではないのでしょうか。ですから、統合して施設を減らすことを目的とするのではなく、地域の活性化のためにロケーションや機能の見直しをやろうということを提起すれば良いと思います。

【部会長】

では、委員のご意見は「類似・関連」のほうに移して、内部評価では未検討ということになっているけれども、今後議論をしていくことは重要ではないかという趣旨の意見を残すとしましょう。

次に、経常事業 510「新宿歴史博物館の運営」についてです。これについては、全て「適当である」としてまとまっています。特に強調されたいご意見はありますか。

【委員】

結局、新宿歴史博物館という一つの施設ではあるのですが、その施設機能のほかにいろいろな役割も備えて発展してきているように受け止めました。ただし、そのことが内部評価で十分記述しきれてないような感じもします。

【部会長】

意見の食い違いありませんので、各委員のご意見をこのまままとめて部会の意見としましょう。

では、次の事業です。経常事業 511「林芙美子記念館の運営」ですが、評価が分かれたところもなく、意見自体もそんなに出ていませんね。全て相互補完的なご意見ですので、各委員のご意見をまとめて部会の意見といたしましょう。

【委員】

はい。それで結構です。

【部会長】

では、経常事業 512「佐伯祐三アトリエ記念館の運営」についてです。この事業は、評価が分かれているところがありますね。

来館者もボランティアも減少しているのになぜ適切なのかという疑問が呈されています。確かに、大変もつともなご指摘ではないかと思います。

【委員】

こういう施設がどんどん作られていますが、来館者数が減っているのはあまりよくない傾向だと思います。

【部会長】

ほかの委員も似たご意見を寄せていますね。ほかの施設との関連や回遊性を強化して、そういう中で存続させていくという方向性をより強く考えてほしいというご意見です。回遊性だけでは厳しいだろうというご意見もありますね。

【委員】

それはそうだと思います。

【部会長】

この辺の意見をまとめていけばいいのではないかと思います、「事業の方向性」について、「適当である」とするか、「適当でない」とするか。いかがでしょうか。既に施設は建ってしまっているので、継続以外の方向性はとりづらいのではないかと思います。

【委員】

新しく建ったばかりですからね。

【部会長】

継続でなければ、拡大なのか縮小なのか、ということになりますね。

【委員】

継続でいいのではないのでしょうか。

【部会長】

「適当である」ということですね。確かに、開館して日が浅いですからね。

では、継続という方向性をとりあえず是認するということにいたしましょう。

ただし、来場者数が減少しているのにも関わらず、効果的・効率的であるとは言い難いというご意見が多いので、「効果的効率的」は「適当でない」としておきましょうか。

【委員】

それがいいと思います。

【部会長】

この意見は割と素朴なもので、所管課にも伝わりやすいかと思います。ほかの意見については、このまま部会の意見として残しておきましょう。

では、こんなところでよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

では、今日はこの辺で終わしましょう。皆さん、大変お疲れさまでした。

<閉会>